

入札監理小委員会における審議結果報告 「厚生労働省 能力開発基本調査」

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

○事業概要

厚生労働省が実施する能力開発基本調査において、調査関係用品の印刷、封入・封緘、発送、調査票の回収・受付、督促、照会対応、オンラインシステムの構築・運用、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析、調査対象企業及び調査対象事業所名簿修正、報告書作成等に係る業務である。

○事業期間

令和5年7月（予定）～令和8年3月31日 市場化テスト第3期

○事業の目的

我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

(2) 選定の経緯

○平成27年度に実施した民間からの意見募集の中で統計調査業務の市場化テスト導入要望があったため、各省庁へ統計調査業務について市場化テストを実施するよう呼びかけた結果、厚生労働省が選定し、平成28年度の「公共サービス改革基本方針」別表に掲載されたもの。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

本事業の第2期では3回の入札を行うも不調となり、競争性に課題が認められた。また、有効回答率の目標の未達成及び統計表の集計誤り等、確保されるべきサービスの質において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難とされたところ。論点と対応結果は、以下の通り。

なお、第2期はコロナ禍で調査環境が厳しく、事業所調査は調査員の確保が困難であったため、事業期間途中で調査員調査から郵送調査に変更した。第3期は企業調査、事業所調査、個人調査すべて始めから郵送調査で実施する。

【論点 1】競争性の確保について

【対応 1】

○入札スケジュールへの配慮

- ・ 早めに入札公告を行うことや、十分な公告期間の確保など、余裕を持ったスケジュールで対応する。 【33 頁】
- ・ 入札説明会を複数回開催する。 【33 頁】

○入札参加要件の拡大等

- ・ 入札参加要件を A 等級から A 又は B 等級に拡大する。 【32 頁】
- ・ 本調査の受託実績がある民間事業者のほか、厚生労働省内の他の統計調査の受託実績のある民間事業者などにも 幅広く声掛けを行う。

○仕様書の見直し

- ・ 新たに調査票の「集計仕様書」を作成し、作業内容の明確化、正確性の確保を図る。 【24 頁】【190～200 頁（別紙 21）】
- ・ 各業務工程における定期報告の様式を 「進捗確認表」に一元化し、業務報告を簡素化する。
【9～14、18、20～21、23 頁】【127～143 頁（別紙 15）】

【論点 2】有効回答率の目標の達成に向けた取組について

【対応 2】

○有効回答率の目標の見直し

企業調査 : 60%→55%
事業所調査 : 70%→55%
個人調査 : 60%→45%

- ・ 企業調査 : 過去の調査において一度も目標を達成しておらず、直近の令和 3 年度調査及び平成 18 年度調査以降の平均有効回答率は約 50%となっており、今回第 3 期の取組による改善を見込み、概ね 5%の上乗せを期待し設定した。
- ・ 事業所調査 : 調査員調査から郵送調査へ変更したため、同じ郵送調査である企業調査と同じ目標値に合わせることにした。
- ・ 個人調査 : 企業調査・事業調査と比較して有効回答率が低く、10%以上の差が生じていたところ。第 3 期の目標値も企業調査・事業所調査の目標値に対し 10%の差とした。

【29 頁】【204 頁（別紙 23）】

○有効回答率の目標を達成するための回収率向上に向けた取組

※ オンライン調査の利用促進

- ・ 事業担当者のメールアドレスを把握するために、メールアドレス

登録用サイトの二次元バーコード及び URL を調査前に送付する「調査協力事前依頼葉書」に記載し発送することとした。

【11 頁】【98～103 頁（別紙 5）】

- ・ オンライン回答用 URL を郵送に加えメールでも送信することとした。 【12 頁】
- ・ 企業調査と事業所調査の督促は電話及び督促状であったところ、メールアドレス情報が登録されている調査対象者には督促メールを配信することとした。 【20 頁】

※第 2 期に実施した方策の継続実施及び拡充

- ・ 1 つの企業の傘下に、事業所調査の対象となる事業所が複数ある場合は、この企業の本社にまとめて事業所票を発送し、本社で一括して回答の管理や連絡調整する「本社一括対応」を継続実施することとした。 【17 頁】
- ・ 個人調査の督促依頼のために「個人調査の協力依頼メール」を配信する事業所担当者の対象を拡大することとした。

【22 頁】【179～181 頁（別紙 19）】

【論点 3】統計表の集計誤りの再発防止について

【対応 3】

- ・ 統計表の作成業務において、新たに調査票の「集計仕様書」を作成し、正確かつ適切に実施させることとした。（再掲）
【24 頁】【190～200 頁（別紙 21）】
- ・ 「調査票点検チェックリスト」の内容を拡充し、適切に調査票の内容検査を実施させることとした。
【18 頁】【144～151 頁（別紙 16）】
- ・ 各業務工程の進捗状況や実施方法等を「工程検査チェックリスト」で管理することとした。 【24 頁】【182～189 頁（別紙 20）】

3. その他の修正箇所について

- 直近調査におけるオンライン回答数、オンライン回答率、本社一括対応実績、疑義照会件数及び問合わせ件数を開示した。 【17～20 頁】
- 調査結果報告書は紙媒体に加え電子ファイル 2 形式を追加した。 【29 頁】
- 各年度ごとの支払は契約金額を支払うと明記した。 【31 頁】

○「評価項目一覧表」の項目を改定した。

【35 頁】【209～211 頁（別紙 25）】

4. 実施要項案の審議結果

【論点 1】落札者を決定するための「評価項目一覧表」において、今回オンライン調査の利用促進として定めた「調査協力事前依頼葉書」によるメールアドレスの収集及び集計誤りの再発防止として提示した「集計仕様書」について、「評価項目」に具体的に書き込んではどうか。

【対応 1】「調査協力事前依頼葉書」によるメールアドレスの収集は必ず実施するべく実施要項に定めているところ、「評価項目」中に特記して民間事業者の提案に応じて差別化した評価を行うことは意図していない。しかしながら、民間事業者の創意工夫・提案を期待しているのはオンライン調査全体における有効回答率の向上のための取り組みであるので、その提案があれば、評価していく。

「集計仕様書」については、具体的に集計要領作成から報告書作成までの記載を「評価項目」及び「評価基準」に追記した。

【210 頁（別紙 25）No. 33、No. 36】

【論点 2】本調査と同等規模以上の類似統計業務の実績が入札参加要件になっているところ、本項目は契約に基づき民間事業者が講ずべき「措置」とはならないのではないか。また、「評価項目一覧表」において、「七千件（本調査と同等規模）以上の統計データの処理実績があること」の区分を「任意」としているが「必須」ではないのか。

【対応 2】本項目を契約に基づき民間事業者が講ずべき「措置」から削除した。また、「評価項目一覧表」の統計データの処理実績の区分を「任意」から「必須」に変更した。

【31、33、40、41 頁】【209 頁（別紙 25）No. 6】

5. パブリックコメントの対応について

厚生労働省において、令和 4 年 9 月 22 日から 10 月 6 日までパブリックコメントを実施したところ、4 者から計 10 件の意見が寄せられ、実施要項案の文言の修正などを行った。

－以上－